

令和5年11月20日

〒948-0078

新潟県十日町市千代田町216-3

共栄タイヤサービス株式会社 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟

理事長 堀田 伸 吾



(連絡先)

〒950-0965

新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階

担当事務局 高杉 陽子

TEL 025-384-4021

FAX 025-384-4022

## ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成30年9月19日付申入書にて、貴社が運営する美雪レンタカーの利用規約・貸渡約款に関し、消費者契約法等に鑑み不当ないし不適切と思われる文言について是正の申入れを行いました。同月20日、貴社営業の古田島殿より、貴社が参考にされている全国レンタカー協会のレンタカー貸渡約款の改正等もあるため、上記申入書記載の回答期日には回答できない旨のご連絡をいただきました。

当団体で確認したところ、全国レンタカー協会は、標準レンタカー貸渡約款に関して令和元年6月に消費者契約法に基づき内容を改正し、令和2年6月には改正民法への対応に伴い改正を行っております。

再度の申入れとして、令和5年6月21日付ご連絡書面を送付させていただきましたが、残念ながら現在に至るまで回答を頂いておりません。

お手数ですが、以下の点について本書面到達後1か月以内に上記連絡先宛書面にてご回答くださるようお願いいたします。

- ① 貴社の利用規約・貸渡約款について、全国レンタカー協会のレンタカー貸渡約款を踏まえて既に改訂されたのであれば、改訂後の利用規約・貸渡約款を当団体にご送付ください。

②貴社の利用規約・貸渡約款が未改訂であれば、全国レンタカー協会のレンタカー貸渡約款を踏まえた改訂を行われる予定の有無、改訂時期についてご回答ください。

ご回答いただけない場合、大変遺憾ではありますが、消費者契約法に基づき、貴社が利用されている利用規約・貸渡約款について差止請求訴訟を提起することも検討しております旨、ご承知置きくださいますようお願いいたします。

なお、本申入書以降の貴社のご回答の有無及び内容等の経緯については、消費者被害防止の観点から当団体ホームページその他の方法により公表させていただく場合があることを申し添えます。

敬具